

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣 伝 部

第67号
2024. 3.

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

2.25 支部委員会 24 春闘統一要求、闘争方針を決定 物価上昇を上回る大幅賃上げを実現しよう！

2月4日業種別部会会議を開催しました。会議では、一般部会と医療介護保育部会に分かれ、業界が直面する特有の問題や要求、その解決策を議論しました。一般部会では労働環境の向上、賃金体系の改革、過重労働の削減など多岐にわたり論議しました。医療介護保育部会では、分会が直面している処遇改善加算金の問題や、金儲けにはしり利用者に向き合おうとしない経営者の出現という問題が報告されました。これらは、職員にも利用者にも大きな影響を与えており、業界全体としてどう対応するかも含めた議論となりました。

2月25日支部委員会で、業種別部会会議での討議を踏まえ、各部会の要求をまとめるとともに、共通する労働条件引き上げ、労働環境の改善と福利厚生の拡充について議論しました。特に今年度は、昨年度から続く物価高騰への対応が大きな課題です。生活必需品の価格上昇が続く、物価上昇を上回る賃上げを実現しなければ、生活水準が下落します。組合員の大半は中小零細企業であり、余裕のない経営の会社相手に大幅賃上げを要求します。組合員の士気・闘争心が経営者を上回ってこそ大幅賃上げが実現します。生活水準低下の怒りを闘いのエネルギーに転化し、賃金の大幅引き上げ、物価手当を闘い取ることを確認しました。働きやすい職場を目指し、仕事と私生活のバランスを考慮した勤



務体系の整備や、職員の安全を確保するための具体的措置などを求めていくことも決定しました。

また、関東地域で行われている「非正規春闘」ですが、関西地域でもなかもユニオンや北大阪ユニオンなどのコミュニティユニオンと共同で展開することが提案され、その内容を盛り込んだ統一要求、闘争方針が決定されました。この「非正規春闘」は、非正規労働者の待遇向上を共通の目標として、地域のコミュニティユニオンの壁を乗り越えた連携で新たな地域運動を作り出す可能性を秘めることになります。

ゼネラル支部には、一人分会の組合員が多くいます。支部委員会は、参加した分会代議員がそれぞれの視点から意見を出し、そして共有する貴重な機会です。分会が直面する課題に対して、組合組織全体で支援し合いながら、より良い職場環境の実現（働きやすい職場、働きがいのある職場）に向けて一歩ずつ前進していくことを確認しました。

（書記長）

集会報告 反組合的使用者に鉄槌を！

おおさかユニオンネットワーク・大阪労働者弁護団共催

3月9日（土）15時から、エルおおさかにおいて、おおさかユニオンネットワークと大阪労働者弁護団の共催で、「反組合的使用者に鉄槌を！」と題する集会が開催された。会場は立ち見がでるほどの満席であった。

この集会は、ケアワーカーズユニオンが克ち取った画期的な労働委員会命令を受けて開催されたものである。近年、市民運動や労働運動を委縮させるようなスラップ訴訟が増えている。スラップ訴訟とは、嫌がらせ等の目的で法律上認められないことが明らかな訴訟を提起することをいう。言論や運動を威圧する目的、経済や時間や労力的に消耗させる目的、見せしめにする目的等で用いられることがあり、社会的に問題となっている。大阪府労働委員会は、医療法人山紀会が提起した損害賠償訴訟について、事実上スラップ訴訟であり不当労働行為に当たると判断したのである。

以下、多少長くなるが、命令書を抜粋して紹介する。

「憲法 32 条によれば、何人も民事事件において裁判所に訴えを提起する権利は否定されない(中略)、労働委員会が公的判断をもってこれを制限することは慎重であるべきである。しかしながら、この権利の行使といえども無制限に保障されたものではなく、憲法 28 条において、いわゆる労働三権が保障され、労働組合法において不当労働行為救済申立ての制度が設けられている趣旨からして一定の制約に服すべきこともあり得るのであって、例えば権利の乱用に当たるなど、特段の事情がある場合は、不当労働行為に該当する余地があるというべきである。」「(医療法人山紀会が)①本件訴訟を提起した趣旨・目的については、(中略)被害回復のためのものであったかについても疑問が残るといわざるを得ず、②提起態様については、(中略)活発な組合活動を行っている同人ら(本件組合関係者 3 名)を狙い撃ちにしたと



の疑念さえ生じるところであり、③提起の時期は、不合理とまではいえないものの、唐突感は否めず、④組合活動への影響を見ると、被告とされた本件組合関係者 3 名の組合活動に支障を生じさせるのみならず、他の組合員にとっても組合活動を委縮させるものである。」

集会では、医療法人山紀会が提起した損害賠償訴訟において、被告とされた組合関係者 3 名の側に立って意見書を書いて下さった西谷敏大阪市立大学名誉教授が、「労働組合の団体的行動の権利と限界」と題して、より大きな視点からの話をしてくださった他、ケアワーカーズユニオン山紀会支部や関生支部からも報告をいただいた。

上記の労働委員会勝利命令は、何よりもケアワーカーズユニオン及び同山紀会支部のより良い介護と労働条件の改善を求める真摯な姿勢や、丁寧な争議方針、詳細な記録に支えられたものではあるが、増え続けるスラップ訴訟に一石を投じ、風穴を開けたものである。正当な組合活動への弾圧が広がっている中、連帯ユニオンは、関生支部は言うまでもなく、他の支部も数多くのスラップ訴訟を提起されてきたし、今後も提起される可能性がある。ケアワーカーズユニオンが切り開いた突破口を十分勉強させてもらい、その経験を共有し、スラップ訴訟をはね返して行こう！

(副執行委員長)

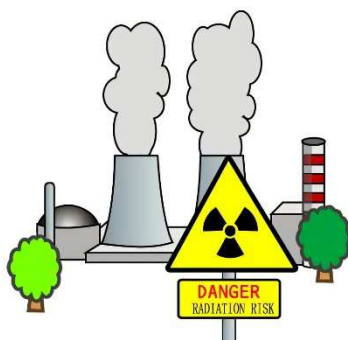
能登地震・・・休止中の志賀原発も被害

それでも「危険性は認められない」という大阪高裁

能登大地震が発生したとき、私は反大弾圧大阪府警前行動を終え天満橋事務所で組合員と歓談中でした。被災された方々は、初動の遅い国に放置され、この極寒の中、辛い思いをされたことでしょう。亡くなられた方々のご冥福をお祈り致します。

「原発には被害なく環境には影響ありません」

電力会社は責任回避のためか、気休めの発表しかしません。夜になり、ネットで検索すると、電力会社の最新情報は相も変わらず、「原発には被害なく環境には影響ありません」というものでした。これでは、確認した内容がわからず、どの程度の安全性が確保出来ているのか分かりません。安心を得られる説得力のある報告ではありません。



フクイチ事故で、被害状況が隠蔽され、放射線核種の拡散データは機器の不具合で届かなかったということにされ、放射線量も改竄されました。その後、これらのことが暴露され、フクイチ事故から逃れた先に放射能が流れていたことが明らかになりました。

グリーンピースのレポートでは

珠洲原発の建設予定地だった珠洲市高屋町では、ほとんどの住宅が倒壊し、陸路海路ともに通行不能となりおよそ 90 人が孤立、揺れと津波の被害も大きかったと。

珠洲市で、もし原発事故が起きていたら、全国からの応援は誰もくることができなく、孤立状態の中で、住民は放射能汚染にさらされることになっていました。地震災害に加え原子力災害が発生していたのです。

稼働中止中の志賀原発は・・・

北陸電力のプレスリリースでは、「志賀町 震

度 7、志賀原発 1 号原子炉建屋地下 2 階 震度 5 強 399.3 ガル」ということでした。

実際には、立地する石川県羽咋郡志賀町から 30 キロ圏内で、孤立状態となった場所が多く発生しました。原発事故時の避難ルートは、複数力所で陥没、通行不能となっていました。志賀原発は稼働していませんでしたが、外部電源や非常用電源が一部使えなくなりました。モニタリングポストの一部も測定不能になりました。原発構内でも地割れが発生するなど多数の被害が出ていました。

“おしどりけんちゃんマコちゃん” のレポート

志賀原発 1 号機は、

起動変圧器の絶縁油の 3,600L 漏れ、

使用済燃料プール水 95L 飛散、

放射能量 17,100Bq、

原子炉建屋、タービン建屋の換気空調系の冷却コイルから冷却水が漏れ出し、水位低下を確認。

2 号機は、

起動変圧器の絶縁油 3,500L 漏れ、

使用済燃料プール水 326L 飛散、

放射能量 4,600Bq

低圧タービンにおける「伸び差大」警報が発報。起動変圧器が焦げ、火災を噴霧消火。

と、いずれも外部への影響無しとは言え、不具合は確実に起こるのがハッキリしました。

1 月は、ほぼ毎日震度 3 以上が続き、未だ時折震度 3 とそれ以下の有感地震が続いています。

それでも大阪高裁は・・・

この状況にもかかわらず、「重大事故を起こす具体的な危険性は認められない」として、運転開始から 40 年を超えて稼働している関西電力美浜原発 3 号機の運転差し止めを認めない決定を、3 月 15 日に出した大阪高裁です。

(執行委員 C)

団交拒否を許さない！解雇を撤回せよ！

B クリニック分会

Bクリニックは、東京の〇〇に本院がある美容クリニックです。2023年8月に大阪に分院を開業することになりました。私は、看護師で採用され、大阪院のオープニングスタッフとして働き始めました。私は美容クリニックの経験者であることもあり、これまでの経験をもとに力になってもらえたらということで採用されたのです。

有期契約？

…それはないでしょう！

私は、雇用契約書の上では、1月31日までの有期雇用とされていましたが、理事長からその期間は試用期間であるという説明がされていました。実質的にも試用期間としての扱いであるようでした。そのため、今年2月1日からは本採用されるものと考えていました。ところが、昨年12月31日、大晦日の夜に、理事長からLINEが送られてきて、今年1月末で雇用契約を終了すると通知されたのです。

勤務態度不良？

…注意や指導は一切ありません

契約終了の理由として、勤務態度を挙げられましたが、これまで注意や指導を受けた記憶はありません。また、具体的理由を聞いても一切説明はありませんでした。私は開業から雇用され、これまでの経験も駆使してクリニックに貢献できるように自分なりに頑張ってきました。だからこそ、大晦日の夜のLINE一本で、それ以上の具体的な説明もしてもらえずに、放り出されたことに納得できません。



団体交渉で

具体的理由の説明がありません

これまで2度の団体交渉を行いました。雇用契約終了に至る具体的理由の説明は一切ありませんでした。そればかりか、Bクリニック側は、今後団体交渉にも応じないと言っています。

私はこのまま泣き寝入りしたくはありません。現在、組合からは大阪府労働委員会に団体交渉拒否について不当労働行為の救済申立てを行ってもらっています。4月9日に第1回調査が行われます。また、これまで〇橋のたもとにあるBクリニック大阪院の前で何度か街宣活動も行いました。本院のある〇〇院でも街宣を実施してくれると聞いています。

この争議が解決するまで頑張りますので、是非ご支援をお願いします。

(Bクリニック分会)



24 春闘

労働組合の力で 大幅賃上げを闘い取ろう！



組合員は、腕章持参で集まろう

春闘集会 & デモ

3.24(日) 14:00 堀江公園

(地下鉄四ツ橋駅 南へ 300m)

おおさかユニオンネットワーク春闘総行動

3.26(火) 終日 (集合等詳細は組合役員まで)

——組合行事を見直し再編します——

ネットワーク会議
おしゃべり喫茶



4月から

新ネットワーク会議

・第3土曜日 14時から

・北区民センターにて

(JR 天満駅、地下鉄扇町駅近く)



職場の現状を報告し今後の方針を話し合う「ネットワーク会議」と、世間で起きている諸問題を気軽に話し合う「おしゃべり喫茶」のいいとこどりを狙って、統合します。気軽に職場の問題を話しあいましょう。

新入組合員学習会

日々、職場や家庭でいろいろな経験をします。それらを労働者の立場から整理し理論立てする組合の学習会です。

今回は、新入組合員対象の学習会です。

テーマ

- ・労働組合に認められている権利
- ・職場活動を進めよう

日時 (いずれか1つに参加)

- ・3.27(水) 16:00 以降
- ・3.29(金) 14:00 以降
- ・3.30(土) 午前中

会場

- ・組合事務所 (本部または天満橋)



3.30(土) 16:30 から

南天満公園(天満橋駅の川向い)

組合旗をかかげています

会費:500 円

飲食物の持込み大歓迎です

